

同字77番地と国有未開地との境界線の交点に至り、同所から国有未開地の境界線を南進し同字17番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同字20番地と国有未開地との境界線との交点に至り、同所から国有未開地の境界線を南西に進み同字1番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字9番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し字チライカリベツ29番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字28番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字29番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同字26番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同字27番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み字別寒刃7番地の境界線との交点に至り、同所から道有林の境界線を南進し字神岩62番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字63番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字30番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字31番地の南西端に至り、同所から同所から真南を見透した線を南進し起点に至る線に囲まれた区域（国道44号の道路敷地の区域を除く。）、厚岸郡厚岸町字若松4番地と字トライベツ495番地との境界線とトライベツ川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み同川左岸から南に300mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み字若松3番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地の西端に至り、同所から同所と国有林201林班小班の東端とを結ぶ直線を南西に進み同小班の境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を北西に進み国有林312林班小班と同林班ロ1小班との境界線との交点に至り、同所から真南を見透した線を南進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し起点に至る線に囲まれた区域、川上郡標茶町及び厚岸郡厚岸町に所在する根釧西部森林管理署管内国有林201林班り小班、ロ小班及びロ1小班（202林班ニ小班に隣接する201ロ小班の南側境界線以南の国有林道PP第4支線沿いの区間を除く。）、202林班ニ小班及びニ2小班、203林班ハ小班、204林班ハ小班、205林班ニ小班、206林班ハ小班、207林班ハ小班、208林班ホ小班、210林班ト小班及びト2小班、211林班ハ小班及びハ2小班、212林班ロ小班、213林班ニ小班、214林班ニ小班、218林班ロ小班、224林班ホ小班、225林班ニ小班、226林班ホ小班、228林班ヘ小班、229林班ハ小班、232林班ロ小班、233林班ハ小班、234林班お1小班及びハ小班、236林班と小班及びロからトまでの各小班、312林班ロ小班並びに313林班ロ小班の区域並びにこれらの区域内の林道の区域、厚岸郡厚岸町字サンヌシ31-5番地の南東端を起点とし、同所から同番地の境界線を西進し同字42番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字49番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進しサンヌシ50番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し大別川河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を東進し国道44号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域、川上郡標茶町字チャンベツ1-6番地南端と厚岸町と標茶町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北進し同字17番地の西側境界線を延長した線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字15-1番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字16-2番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線に囲まれた区域、根釧西部森林管理署管内国有林213林班ニ小班の境界線と川上郡標茶町字チャンベツ16-3番地の南側境界線を延長した線との交点を起点とし、同所から同延長線を南進し同番地に至り、同所から同番地の境界線を南進し国有林225林班ニ小班の境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を東進し起点に至る線に囲まれた区域、厚岸郡浜中町字藻散布の藻散布橋の西側境界線と藻散布沼津汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を西進し字藻散布256番地の北端から方位0度方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を南進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字26番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字263番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字264番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字265番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の境界線を西進し藻散布界川の中心界との交点に至り、同所から同中心界を北進し藻散布川の中心界との交点に至り、同所から同川を北進し道有林釧路管理区49林班9小班の南端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同小班の境界線に至り、同所から道有林の境界線を北東に進み同字254番地と同字253番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を東進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を北進し藻散布橋に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域、厚岸郡浜中町字火散布の火散布橋の北西側境界線と火散布沼津汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み字火散布347番地の西端から方位0度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を南進し道有林釧路管理区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み民有林2班4小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字232番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を東進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を北進し道有林45林班20小班の北側境界線を延長した線との交点に至り、同所から同汀線を北進し道有林45林班22小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し民有林2林班15小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み道有林43林班1小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同1小班と同字325番地との境界線との交点に至り、同所から同所から方位180度の方向に引いた直線を南進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を東進し同字322番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字323番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同汀線との交点に至り、同所から同汀線を南進し字北の沢47番地の西端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み火散布橋との交点に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域、厚

岸郡浜中町の道道琵琶瀬茶内停車場線の南側道路敷地界と琵琶瀬川右岸河川敷地界との交点を起点とし、同所から同河川敷地界を北進し宇六番沢6022番地の境界線との交点に至り、同所から同線を北進し宇霧多布湿原9000番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し大沼の河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を北東に進み同字6008-15番地との交点に至り、同所から同河川敷地界を北西に進み同字2番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み新川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し同川右岸と宇新川38番地の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同番地の南端に至り、同所から宇新川と宇新川西1丁目との境界線を北西に進み宇新川西1丁目145番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み道道別海厚岸線の道路敷地界から西に100mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し宇仲の浜117番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道霧多布厚岸線の道路敷地界から西に100mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同直線を東進し同番地の北端に至り、同所から同所と同字9000番地の北西端とを結ぶ直線を北東に進み同番地の北西端に至り、同所から同所から方位0度の方向に引いた直線を北進し霧多布島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東進し同島の南東端に至り、同所から同所と嶮暮帰島の北東端とを結ぶ直線を南西に進み同島の北東端に至り、同所から同島の海岸線を南進し同島の南西端に至り、同所から方位270度の方向に引いた線を西進し字琵琶瀬の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し字琵琶瀬738-1番地の南端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道別海厚岸線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し琵琶瀬718番地の南西端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し字霧多布湿原19番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字17番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字20番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同境界線と同字10番地の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字9番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み宇四番沢185番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字186番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を北西に進み町道三番沢道路の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北東に進み道道琵琶瀬茶内停車場線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し起点に至る線に囲まれた区域並びに霧多布島及び嶮暮帰島の海岸線から沖合500m以内にある岩礁〔特保〕厚岸・別寒刃牛・霧多布島獣保護区のうち、以下の区域及び水域を除いた区域  
北海道厚岸郡厚岸町内の私有地の区域（厚岸町字別寒刃牛1番から8番までの区域を除く。）、同町字別寒刃牛の糸魚沢林道敷地の区域、川上郡標茶町の区域、JR根室本線線路用地の区域、JR根室本線線路用地界以北に位置する国道44号の中央線から南側に100mの幅をおいて引いた線と国道44号の北側道路敷地界から北側に100mの幅をおいて引いた線との間の区域及び道道十勝連大別線の道路敷地の区域、厚岸郡厚岸町字東梅31-348番地と同字31-349番地との境界線を延長した線と厚岸湖の汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み厚岸大橋に至り、同所から同橋を北進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を東進し町道港町西5の中央線を延長した線との交点に至る線から沖合100m以内の水域、町道港町西5の中央線を延長した線と同汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み宇住の江町1丁目60番地と63番地との境界線を延長した線との交点に至る線から沖合200m以内の水域及び同字1丁目60番地と63番地との境界線を湖面側に延長した線と同汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北進し町道住の江町6号線の中央線を延長した線との交点に至る線から沖合100m以内の水域、厚岸郡厚岸町字若松4番地と字トライベツ495番地との境界線とトライベツ川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み同川左岸から南に300mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を西進し字若松3番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地の西端に至り、同所から同所と国有林201林班口小班の東端とを結ぶ線を南西に進み同小班の境界線との交点に至り、同所から同国有林の境界線を北西に進み国有林312林班口小班と同林班口1小班との境界線との交点に至り、同所から真南を見透した線を南進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し起点に至る線に囲まれた区域、川上郡標茶町及び厚岸郡厚岸町に所在する根創西部森林管理署管内国有林201林班口小班、ロ小班（202林班二小班に隣接する区域を除く。）、及びロ1小班、202林班=2小班、203林班ハ小班、204林班ハ小班、205林班ニ小班、206林班ハ小班、207林班ハ小班、208林班ホ小班、210林班ト2小班、211林班ハ2小班、212林班ロ小班、213林班ニ小班、214林班ニ小班、218林班ロ小班、224林班ホ小班、225林班ニ小班、226林班ホ小班、228林班ヘ小班、229林班ハ小班、232林班ロ小班、233林班ハ小班、234林班オ小班及びハ小班、236林班と小班及びロからトまでの各小班312林班口小班並びに313林班口小班の区域並びにこれらの区域内の林道の区域、厚岸郡厚岸町字サンヌンシ31-5番地の南東端を起点とし、同所から同番地の境界線を西進し同字42番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字50番地と大別川河川敷地界との境界線との交点に至り、同所から同河川敷地界を東進し国道44号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域、厚岸郡浜中町字藻散布203-12番地の北西端と同字190-2番地の西端とを結んだ直線より東側の区域、厚岸郡浜中町字火散布11番地の西端から方位261度の方向に引いた直線より南側の区域、道道琵琶瀬茶内停車場線道路敷地の区域、厚岸郡浜中町字仲の浜120番地と同字121番地との境界線と泥川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を南進し海岸線に至り、同所から同海岸線を北進し宇湯沸506番地の北端から方位210度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を東進し同番地の北端に至り、同所から同所と同字9000番地の北西端とを結ぶ直線を北東に進み同番地の北端に至り、同所から同所と同字6008-15番地との交点に至り、同所から同河川敷地界を北西に進み同字2番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み新川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し同川右岸と宇新川38番地の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から宇新川と宇新川西1丁目との境界線を北西に進み宇新川西1丁目145番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み道道別海厚岸線の道路敷地界から西に100mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し宇仲の浜117番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道霧多布厚岸線の道路敷地界から西に100mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同直線を東進し同番地の北端に至り、同所から同所と同字9000番地の北西端とを結ぶ直線を北東に進み同番地の北西端に至り、同所から同所から方位0度の方向に引いた直線を北進し霧多布島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東進し同島の南東端に至り、同所から同所と嶮暮帰島の北東端とを結ぶ直線を南西に進み同島の北東端に至り、同所から同島の海岸線を南進し同島の南西端に至り、同所から方位270度の方向に引いた線を西進し字琵琶瀬の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し字琵琶瀬738-1番地の南端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道別海厚岸線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し琵琶瀬718番地の南西端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し字霧多布湿原19番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字17番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字20番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同境界線と同字10番地の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字9番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み宇四番沢185番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字186番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を北西に進み町道三番沢道路の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北東に進み道道琵琶瀬茶内停車場線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し起点に至る線に囲まれた区域並びに霧多布島及び嶮暮帰島の海岸線から沖合500m以内にある岩礁〔特保〕厚岸・別寒刃牛・霧多布島獣保護区のうち、以下の区域及び水域を除いた区域